

JAいなばの行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

<1. 計画期間>：平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間

<2. 実施内容>

目標1：所定外労働時間を削減するための措置

《対策》 ・平成23年7月から週1回を「ノー残業デー」とし、残業削減
と職員の仕事への(動機・やる気)を高めるために実施する。
ただし、農繁期の4・5・6月、9・10月は除く

目標2：1日の所定外労働時間の削減するための措置

《対策》 ・所定外労働をやむなく行う場合は、直属の上司に「申請」し、「承認」
を受けた範囲内で実施する。
ただし、本人の申請した時間がそのまま認められるとは限らない事。また、
上司は、限られた職員のみ負担がかからないよう十分に仕事配分に留意
し承認を実施すること。

目標3：1ヶ月間の所定外労働時間の削減するための措置

《対策》 対策 ・月間の所定外労働時間について、36協定で定める上限時間の90%
程度となるよう管理して行く。(10%削減が目標)

以上